東京ｅスポーツフェスタ2026

関連産業展示会 出展募集要項

第一版

主　　催	東京ｅスポーツフェスタ実行委員会 【構成】東京都、(一社)日本ｅスポーツ連合、(一社)コンピュータエンターテインメント協会、 (一社)日本オンラインゲーム協会、(株)東京ビッグサイト
展示会名称	東京ｅスポーツフェスタ2026
会期・会場	【ビジネスデイ】 令和８年１月９日（金） 【パブリックデイ】 令和８年１月10日（土）・11日（日） 【会場】 東京ビッグサイト 南展示棟１・２ホール
出展申請	**令和７年８月7日（木）～10月10日（金）17：00まで**
申請方法	公式WEBサイトから申し込みフォームにアクセスし、必要事項をご入力ください 公式WEBサイト：https://tokyoesportsfesta.jp
イベント事務局 （一般問合せ）	東京ｅスポーツフェスタ2026イベント事務局 メールアドレス：jimukyoku@esports-festa2026.jp 電話番号：03-5674-2295（平日１０時～１７時）
出展者事務局	令和７年度：東京ｅスポーツフェスタ2026出展者事務局 連絡先については、別途出展審査合格者にご連絡いたします。
そ　の　他	・申請に係る経費は申請者の負担となります。 ・本事業は、運営をTOPPAN株式会社に委託し実施いたします。

東京ｅスポーツフェスタとは

年齢や性別等を問わず、誰もが楽しめるｅスポーツの祭典です！

東京eスポーツフェスタは今回で７回目を迎えます。
本イベントはｅスポーツ競技大会及びｅスポーツ周辺機器や
関連技術を有する中小企業等の製品や技術の展示会の開催を通じて、
ｅスポーツの魅力を発信し 、裾野の拡大につなげるとともに、
ｅスポーツ関連産業の活性化を図ることを目的としています。

■関連産業展示会の特徴と出展メリット

【参加しやすい出展料】

近年、異業種からの参入や、ビジネスで利用も増えつつあるｅスポーツ。興味、関心を持っていただいた段階でご参加いただけるよう、出展料は参加しやすい価格に抑えています！

【出展者へのサポート】

初めての出展でも困らないよう、出展準備マニュアル、出展者向け説明会・交流会、豊富な有料オプションをご用意。さらに、希望者には「展示会のプロ」による展示・レイアウトのアドバイスを提供します。

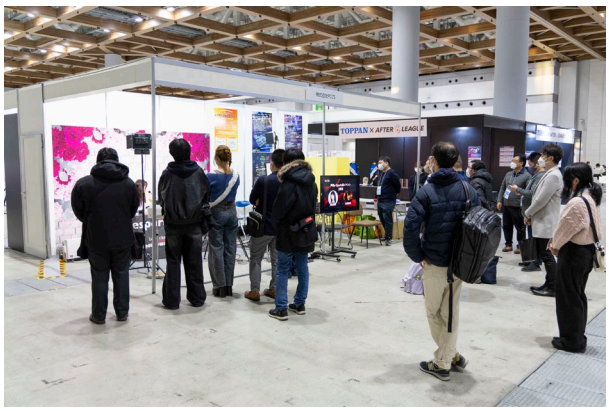

【イベントを盛り上げる豊富なコンテンツ】

ビジネス関係者も、一般来場者も、ともに楽しんでいただける豊富なコンテンツをご用意
- ✓６つのタイトルによって開催されるeスポーツ競技大会
- ✓ビジネス向けからプレイヤー向けまで、ｅスポーツにまつわる多種多様なセミナー
- ✓お子様から大人まで楽しむことができるクラフト系ワークショップやプログラミング教室　等

ｅスポーツ競技大会

セミナー

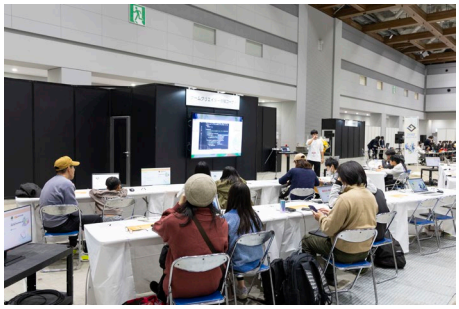

体験・学習企画

※写真はいずれも昨年の様子です。

開催概要

■開催期間・場所

【ビジネスデイ】 令和８年１月９日（金）

【パブリックデイ】令和８年１月１０日（土）・１１日（日）

【 会場 】　　東京ビッグサイト 南展示棟１・２ホール

■会場アクセス

東京ビッグサイト
南展示棟１・２ホール

【所在地】
〒135-0063
東京都江東区有明３丁目１１－１

イベント総合受付（南展示棟２Fコンコース）
※開設時間は展示会開催時間に準じます

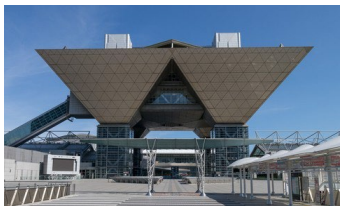

■関連産業展示会の実施について

東京ｅスポーツフェスタ内において、ｅスポーツに関連する製品やサービスを有する都内企業、学校、団体、クリエイター等が集まる関連産業展示会を実施します。
中小企業から大企業まで幅広く出展を募り、あわせて様々な交流・支援メニューをご用意することで、
出展者のビジネスチャンス拡大、関連産業の活性化を目指してまいります。

ゲーム開発	eスポーツ関連機材 （ゲーミングデバイス、配信機材等）	eスポーツ大会関連ビジネス （eスポーツ施設、イベント制作、通信事業等）
eスポーツチーム	学校・教育	行政

※上記の他、関連する事業者を幅広く募集しています。

※出展については、次の除外事由に該当しないことを条件とします。
- 過去５年の間に法令等に違反した事実のあるもの、また法令等に違反するおそれがあるもの。
- 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下、「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するもの。
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、出展対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むもの。
- 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など本事業の出展対象として適切でない業態を営むもの。
- 事業税等を滞納（分納）しているもの。
- 申請日までの過去５年間に、国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたもの。
- その他、主催者が本事業の出展対象として適切でないと判断するもの。

関連産業展示会 出展概要

■出展料

★ビジネスブース

出展対象区分	都内企業	都外企業
① 中小企業・団体等	75,000円／小間	150,000円／小間
② 大企業	150,000円／小間	150,000円／小間

★クリエイターブース

出展対象区分	都内企業	都外企業
個人事業主（クリエイター等）	16,500円／小間	33,000円／小間

※１：出展内容は、「開催概要（Ｐ.３）」を参考に、ｅスポーツに関連する製品・サービスとしてください。
※２：金額は税込です。
※３：都内企業とは都内に本店または支店等があることを指し、個人事業主の場合は都内で実質的に営業していることを指します。
※４：大企業が実質的に経営に参画している中小企業者の場合、審査において、「②大企業」区分の出展として判断する場合があります。

■出展対象区分の定義

※1：中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に規定されているものをいいます。

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	３億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業の一部	３億円以下又は900人以下
卸売業	１億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	３億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※2：中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）または中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であり、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるものをいいます。

※3：大企業（協同組合組織その他の事業者を含む）とは、上記に該当する中小企業者以外のもので、事業を営むものをいいます。ただし、中小企業投資育成株式会社および投資事業有限責任組合は除きます。

※4：大企業が実質的に経営に参画しているとは、次のいずれかの場合をいいます。
・大企業が単独で発行株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している場合
・大企業が複数で発行株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している場合
・その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合
例）役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務している場合。ただし、当該役員または職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性や独立性が損なわれていないと認められる場合を除きます。

※５：個人事業主とは、個人が事業所得を得るための事業を行い、開業届出書を提出しているものをいいます。

■出展の取り消し

⑴ 出展申込を取り消す、もしくは出展申込面積を削減する場合は、事務局に事前連絡の上、
「出展申込取消・削減書（書式任意、理由を明記のこと）」を提出して下さい。

⑵ 事務局は次に該当する出展者に対し、出展申込の受領または小間決定の前後に関わらず、
出展を取り消し、または出展面積を削減する場合があります。
この場合、事務局は当該出展者に対し、「出展取消・削減通知書」の発送を以て通知します。
①請求書に記載された支払期日までに、出展料を精算しない場合。
②搬入期間最終日の令和８年1月８日（木）24:00までに小間の使用を開始しない場合。
③出展者が本規程に違反した場合
④来場者や他の出展者等へ悪影響を及ぼすと事務局が判断した場合
⑤その他、事務局が不適当と判断した場合

⑶ 出展の取り消しまたは削減を行い、もしくは行われた出展者に対する出展取消料等の扱いは
以下のとおりとします。
①出展の取り消し等を行った、もしくは取り消された出展者は、下記に定める出展取消料を
事務局に直ちに支払うものとします。
なお、既納の出展料は、出展取消料の一部として算入後、過払いが生じた際は差額を
精算するものとし、出展者はあらかじめこれに同意するものとします。（但し、利息はつけません）

「出展申込取消・削減書」を受領した時期 または 「出展取消・削減通知書」を発送した時期	**出展料取消料**	
出展申込締切後から 決定通知発信前日まで	取消	出展料の1/2
	削減	削減面積に相当する出展料の1/2
決定通知発信日以降	取消	出展料（決定面積の100%）
	削減	削減面積に相当する出展料

②事務局は、出展の取り消し等によって当該出展者に損害が生じても一切の責任を負いません。

■出展ブース

● ビジネスブース

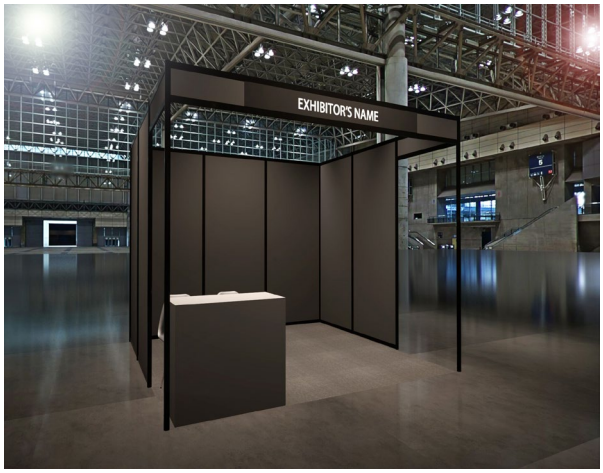

〈ブースサイズ〉
幅約3m×奥行き約3m×高さ約2.7m

〈標準装備〉
・社名版
・バックパネル、サイドパネル
・パラペット
・蛍光灯（パラペット内側）
・受付カウンター　1台（幅900mm）
　又は長机 1台（幅1,500mm）　※選択式
・折り畳みイス　2脚
・電源コンセント2口×1個(100V交流単相2線式500w)

〈無料オプション（希望者のみ）〉
・パンチカーペット（色指定不可）

● クリエイターブース

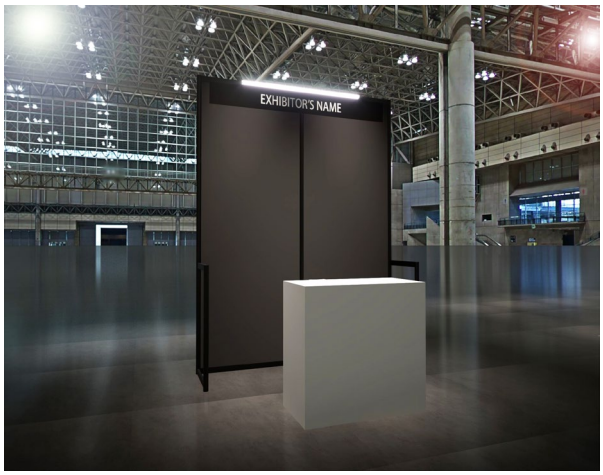

〈ブースサイズ〉
幅約2m×奥行き約1.5m×高さ約2.7m

〈標準装備〉
・社名版
・バックパネル
・蛍光灯
・受付カウンター　1台（幅900mm）
　又は長机 1台（幅1,500mm）　※選択式

〈無料オプション（希望者のみ）〉
・電源コンセント2口×1個(100V交流単相2線式500w)

・ブース装備については、上記の他、有料オプションをご用意しておりますので、
13～18ページをご覧ください。詳細については「出展者説明会」にてご案内いたします。

・申込フォームに要望される小間数の記入項目があります。
３小間以上をご希望された場合は、レイアウト等のお打ち合わせのため、
出展者事務局よりご連絡いたします。

・バックパネル、サイドパネルには、釘打ち、穴あけ、画鋲止め、壁紙等の表具はできません。
S字フック、チェーンやマジックテープ、弱粘性の両面テープなどをご利用ください。
なお、ブース装備品破損の場合は、修理費を請求させていただく場合があります。

・標準装備以上の照明器具やコンセント等の電気供給を希望される場合は、
出展決定後に申請ください（工事費用はご負担いただきます）。

・展示会場内にはWi-Fi（無線 LAN）のご用意がありますが、大量かつ安定した通信が必要な
コンテンツを予定されている場合は、有線でのインターネット通信環境をご案内します
（別途、工事費・利用料が必要です）。

・出展者のブース配置については、複数小間出展者を優先し、申し込み順を考慮の上、
事務局にて決定します。詳細は「出展者説明会」にてご案内します。

※ブース装備については、一部変更となる可能性があります。

■搬入出及び開催当日について

(1)搬入・搬出時は会場内が混雑いたしますので、事務局・警備員の指示に従い、スムーズな搬入・搬出をお願いいたします。
(2)他の車両の妨げとならないよう、積みおろしが終わり次第、車両を速やかに移動してください。
(3)開梱・梱包作業は小間内か会場外で行い、通路または他の出展者の妨げにならないように注意してください。
(4)会場内には搬入出用の台車の準備がありませんので、出展者自身でご用意ください。
大型実機展示を予定している出展者は、搬入出時間を調整させていただく場合がありますので、必ず事前に事務局宛へご相談ください。公道への駐車を伴う作業は禁止となります。

■出展内容について

・本展示会では、事務局の許可を得た場合に限り、販売行為が可能です。品名・価格等、事務局が定める内容に沿って、事前に申請してください。なお、決済手段は出展者が用意するものとします。
・場内での裸火の使用や消防法令における危険物の持込、ドローンなど飛行物を操作する行為は原則禁止します。
・サンプル品として配布するものについては、事前に申請し許可を得ることが必要です。
・事務局は、音量、振動、臭気、演出・運営方法、ブース装飾、使用する材料、展示内容・方法など展示会運営に支障をきたす恐れのある演出や本展示会の目的に合致しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
・ブース内の演出において、性的表現や差別的表現など公序良俗に反する過剰な演出を行うことはできません。これに違反していると事務局が判断した場合は、演出中止を勧告し、出展者はこれに従うものとします。
・出展者は自社の展示が近隣の出展者などの妨害にならないようにしなければなりません。
・事務局の指示により生じた、展示内容・方法、演出・運営方法、装飾、材料、音量等の変更、中止に伴う費用は出展者が全額負担し、当該変更・中止に伴って損害が生じた場合でも、出展者は事務局を免責するものとします。

【ゲームソフト及び関連する製品・サービスを出展・販売する場合】
・ ゲームソフト及び関連する製品・サービス・物品の出展・販売については、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会の「コンピュータエンターテインメントソフトウェア倫理規定」（以下「CESA倫理規定」という。） 及びCERO倫理規定に準じたもの、かつ以下のいずれにも相当しないものに限ります。
(1) CERO倫理規定「別表3」にある「禁止表現」に抵触、または抵触する恐れのある表現が含まれている
(2) CEROの審査で「Z」区分レーティングを受けた作品、もしくは「Z」区分に相当する表現が含まれている可能性がある
(3)海外で既に発表されており、海外審査機関（ESRBなど）で「17+」（MATURE）区分の指定を受けている
(4)海外で発表予定で、海外審査機関（ESRBなど）で「17+」（MATURE）区分の指定を受ける可能性がある残虐性が強く「13+」(TEEN)区分に相当するとは言えない作品

■出展準備について

・出展者説明会を令和７年１０月下旬に開催いたします。
・標準装備以外のオプション設備や出展に係る費用は各出展者ご自身のご負担となります。

■出展へのサポート体制について

出展経験がなくても安心していただけるよう、出展者専用となる「出展者事務局」の開設や、
「展示会のプロ」による展示・レイアウトのアドバイスなど、充実したサポート体制を整えています。
不安がある方こそお早めにお問い合わせください。

・出展者専用のお問い合わせ窓口の開設
・出展マニュアルの提供
・「展示会のプロ」による展示・レイアウトのアドバイス（希望者のみ、10者限定）
・有料オプションのご用意
・出展初心者を考慮した「出展者説明会」の実施

■ピッチイベントの実施について

出展者のうち、都内に活動拠点がある方を対象にしたピッチイベントを実施いたします（社数限定）。
自社の製品・サービスを来場者や審査員に向けてアピールし、注目を集める絶好の機会です。入賞者には賞金を贈呈します。出展の注目度を高めるとともに、貴重な資金獲得のチャンスです。ぜひご参加ください。

【表彰】1位：100,000円、2位：50,000円、3位：30,000円
※参加希望の場合は、出展申込フォーム内の「ピッチイベントへの参加を希望する」をお選びください。

■出展者交流会の実施について

出展者同士の交流を目的に、会期中にネットワーキングイベントを開催します。
個人のクリエイターからスタートアップ、中小企業、大企業まで、多種多様な方々に参加いただける機会となります。※詳細は出展決定後にご案内いたします。

■出展募集説明会　※希望者のみ

展示会への出展を検討されている事業者様に向けた『出展募集説明会』を開催します。出展のメリットや準備のポイント、ビジネスマッチングの機会などについてご説明いたします。皆様の不安や疑問にお答えします。展示会参加を検討する機会としてぜひご活用ください。

日　　時	令和７年９月３日（水）（予定）※8月中旬頃申込開始予定
実施形態	オンライン（zoom）＋アーカイブ配信（※Q＆Aなどは、抜粋してサイトに記載いたします。）
内　　容	①イベントに関する概要案内 ②過去の来場実績 ③出展に関する今後の流れ説明 ④ブース設営に関する説明 ⑤質疑応答　　・・・ほか

■出展者説明会　※出展募集締切後

日　　時	令和7年10月下旬（予定）**※出展全事業者を対象とします**
実施形態	オンライン（zoom）
内　　容	①展示会出展のマニュアル説明 ②出展者サポートのご案内 ③質疑応答　　・・・ほか

申込スケジュール

出展者募集期間　8月7日(木)～10月10日(金)17:00

公式WEBサイト（ https://tokyoesportsfesta.jp ）よりお申し込みください

第１次申込み

8月7日（受付開始）～
9月12日まで

出展審査結果連絡

早期申込キャンペーン

期間中に、お申込みいただいた出展者から抽選で４者、出展料を無料に！

早めの申込みがお得です！

＜PC版＞

＜スマホ版＞

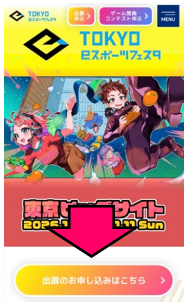

こちらからも公式WEBサイトにアクセスできます

第２次申込み

9月13日～
10月10日まで

出展審査結果連絡

出展審査合格者に対して、イベント事務局より「出展承諾通知」と
出展料請求書（原則、電子データ。希望者は紙にて対応）**・ブース申込み資料を電子メールにて**お送りします。

早期申込キャンペーンの結果も合わせてご連絡！

出展料支払い

出展者説明会

10月下旬

ブース申込資料提出
※ブース申込み資料提出期限は決定通知のタイミングによって異なります

出展者事務局

ブース設営に関するお問い合わせ
（連絡先は出展審査合格者にお知らせします）
※メール受付のみ

小間位置は早期申込者より割り当て！
※複数小間出展者→協賛者→第１次申込→第２次申込の順に決定していきます

出展申込詳細

■申込時の注意事項

・出展対象区分（P.4参照）を決定するため、申し込みには以下の文書のアップロードが必要です。

対象	必要なもの	詳細
全員	出展対象区分（所在地・業種・資本金・従業員数等）を確認できるもの	＜法人の場合＞会社概要・会社案内等 （法人WEBサイトでも可、ない場合は登記簿謄本等）
		＜個人事業主の場合＞事業概要・事業案内等 （WEBサイトでも可、ない場合は開業届の写しなど）
	出展する主な製品サービス等を確認できるもの	閲覧可能なWEBサイトをお示しください （WEBサイトがない場合は、カタログ等の資料をアップロードしてください）
個人事業主の方のみ	個人事業主等であることを確認できるもの	「開業届出書」や「青色申告書」等の個人で事業を行っていることを示す書類等

・出展審査を踏まえ、ご希望に沿えず出展できない場合もございます。あらかじめご了承ください。
　出展審査合格前に出展できなかった場合の補償等はありません。
・申込多数の場合は、期限前に募集を終了させていただく場合があります。
・出展申込の際は、出展募集要項及び出展規約をご確認頂き、同意の上でお申し込みください。
・申込者の都合により、出展取り消しとなった場合、別途定めるキャンセル料が発生する場合があります。
・申込フォームに一時保存機能がないため、入力途中で画面を閉じると入力内容は失われます。ご注意ください。

■公式サイト掲載イメージ

申込フォームにご登録いただいた内容をもとに、公式サイトに出展者情報を掲載いたします。

■申請者情報のお取り扱いについて

1　利用目的
（１） 当該事業および後継事業の事務連絡や審査、運営管理・統計分析のために使用します。
（２） 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
※上記(２)を辞退される方は、事務局までご連絡ください。

2　第三者への提供
（１） 目的
ア　本事業の審査にかかる情報提供（本事業の審査委員に限る）
イ　行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
（２） 項目
氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
（３） 手段
電子データ、プリントアウトした用紙
※上記(１)目的のイを辞退される方は、本事業事務局担当者までご連絡ください。

◆　個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。

■問合せ先

出展に際し、ご不明な点等がございましたら、以下にお気軽にご連絡ください。

東京ｅスポーツフェスタ2026イベント事務局
電話番号： 03-5674-2295 （平日１０時～１７時）
メールアドレス：jimukyoku@esports-festa2026.jp

出展者紹介のお願い（紹介制度）

東京ｅスポーツフェスタ2026では、出展者数の拡大や多様な出展者の参加を目指しています。
ご紹介いただいた企業・団体等の出展が実現した場合は、有料オプションを一つご提供いたします。
詳細はイベント事務局までご連絡ください。

東京ｅスポーツフェスタ2026イベント事務局
電話番号： 03-5674-2295 （平日１０時～１７時）
メールアドレス：jimukyoku@esports-festa2026.jp

イベント協賛のお願い

協賛メニュー/ＰＲ等内容		プラチナ	ゴールド	シルバー	ブロンズ	ホワイト（※2）
協賛費（税別）		￥1,000,000	￥500,000	￥200,000	￥50,000	物品・役務等提供（5万円相当額以上）
ロゴ掲出	ステージ	ロゴ：特大	ロゴ：大	ロゴ：中	ロゴ：小	ロゴ：小
	配信画面	ロゴ：特大	ロゴ：大	ロゴ：中	ロゴ：小	ロゴ：小
	公式WEBサイト	ロゴ：特大	ロゴ：大	ロゴ：中	ロゴ：小	ロゴ：小
パンフレット広告掲載		ロゴ：大	ロゴ：中	ロゴ：小	社名のみ	社名のみ
PR動画（※１分程度）配信		○	○	○	－	－
リアルブース出展		５小間	２小間	１小間	1/2小間	1/2小間
ピッチイベント等への賞品提供		○	○	○	○	○
公式Xﾘﾎﾟｽﾄｷｬﾝﾍﾟｰﾝ商品提供		○	○	○	○	○
公式Xでの紹介ポスト		○	○	○	－	－
ステージ・配信枠提供（※１）		○	－	－	－	－

※1：協賛金を活用したイベント等は、事務局にご相談ください。
※2：提供頂く物品・役務等の相当額に応じた対価のアップグレードは事務局にご相談ください。

東京ｅスポーツフェスタでは広く協賛を募集しています。詳細はイベント事務局までお気軽にお問い合わせください。

本イベントへの協賛メリット

✓出展費用＋αの費用で協賛が可能
✓出展による自社紹介以上のPRが可能
✓本イベントへの協賛により、ｅスポーツ産業への参入意志を表明可能
✓物品・役務・設備等のみの提供も可能で、金銭的な負担なく自社PRが可能

東京ｅスポーツフェスタ2026イベント事務局
電話番号： 03-5674-2295 （平日１０時～１７時）
メールアドレス：jimukyoku@esports-festa2026.jp

【参考】システムオプション

1 システム壁面パネル（ホワイト）

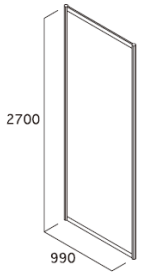

2 システムドアユニット

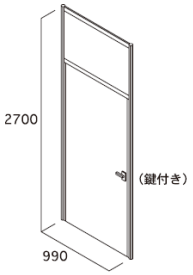

3 システムカーテンユニット

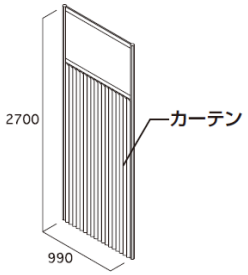

4 システム展示台（W990 × D495）

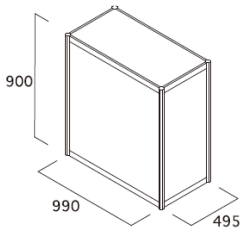

5 システム展示台（W495 × D495）

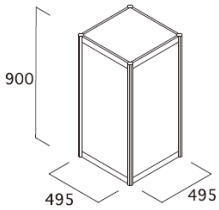

6 展示台扉付き（W990 × D495）

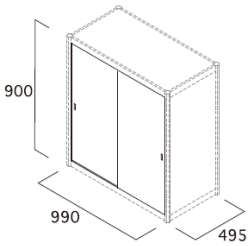

7 システム展示台（W990 × D990）

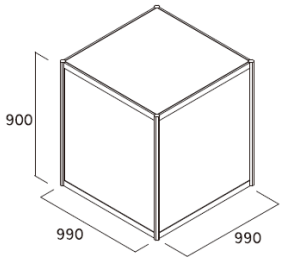

8 1/4 円展示台（W990 × D990）

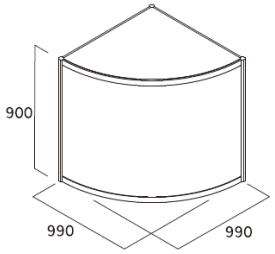

9 1/4 円展示台（W495 × D495）

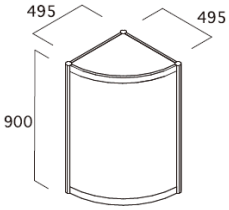

10 システム展示棚(W950)

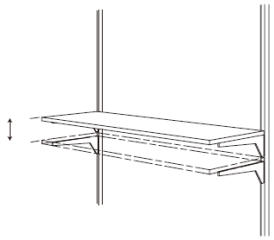

11 メッシュパネル（W900 × H900）

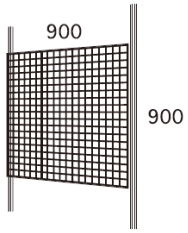

12 フック（メッシュパネル用）

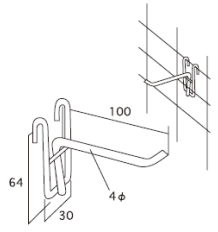

L=100　L=150　L=200

13 S カン・チェーン（2 組）

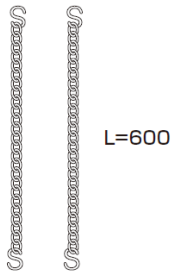

14 G パネフック

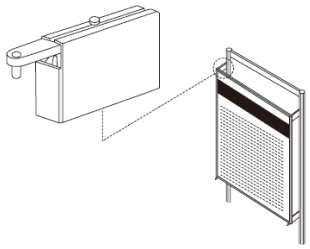

※壁面パネル、展示台等につきましては、レイアウトの指示をお願いします。

【参考】照明器具・その他電気オプション

15 LED 30W

消費電力:30W
灯体色:白
色温度:6500K

16 LED 60W(白)

消費電力:60W
灯体色:白
色温度:5000K

17 LED 60W(白)

消費電力:60W
灯体色:黒
色温度:5000K

18 LED 35Wアーム式

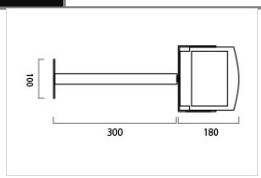

消費電力:35W
灯体色:白
色温度:6000K

19 LED 100W(白)

消費電力:30W
灯体色:白
色温度:5000K

20 LED 100W(黒)

消費電力:60W
灯体色:黒
色温度:5000K

21 LED アームスポット

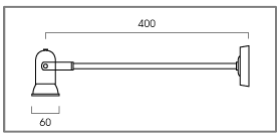

消費電力:6W
灯体色:白
色温度:5000K

22 T5FL(蛍光灯)

消費電力:28W
灯体色:白
高さ:43mm
幅:20mm
長さ:1175mm

23 100Vコンセント

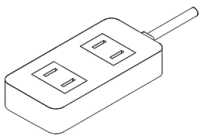

24 二次側電気工事

※1kwあたり

事務局に電気工事を依頼する場合、
申請kw数分の二次側電気工事を
お申込みください。

25 一次側電気幹線工事

上記器具を使用する際、幹線工事費用が
発生しますので併せてお申し込みください。

【参考】映像・音響機器レンタル

26	50V型4Kサイネージ液晶ディスプレイ	

[機器仕様]
消費電力:145W
画素数:3840×2160
視野角:176度
外形寸法:
(W)1122mm×(H)666mm×(D)74mm
質量:約12.5kg

27	43型液晶ディスプレイ	

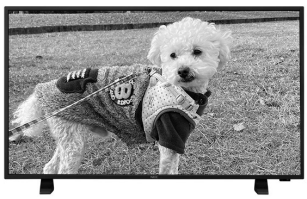

[機器仕様]
使用電源:AC 100V、50/60 Hz
消費電力:135 W
画素数:3840×2160
輝度:最大350cd/㎡
視野角:上下左右178度(CR≧10)
コントラスト比:1200:1
外形寸法:(W)970.2mm×(H)600.5mm×(D)196mm(スタンド含む)
質量:約10.4kg(スタンド含む)

28	65インチフルハイビジョンLED液晶ディスプレイ	

[機器仕様]
使用電源:AC100V±10%50/60Hz
消費電力:160W
画素数:1920×1080
輝度:350cd/㎡
視野角:上下左右176度
コントラスト比:5000:1
外形寸法:(W)1451mm×(H)829mm×(D)62mm
質量:36.2kg

29	37インチフルハイビジョン液晶テレビ	

[機器仕様]
使用電源:AC100V50Hz／60Hz
消費電力:104W
画素数:1920×1080
コントラスト比:2,000,000:1相当
外形寸法:(W)917mm×(H)632mm×(D)97mm×(脚部D)287mm
重量:約16.5kg

【参考】レンタル備品

30 カフェセット

テーブル:
SIZE:φ650×D725／シルバー
イス:4脚／ブルー

31 スタンドイス(背あり)

A:SH600　B:SH700

32 スタンドイス(背なし)

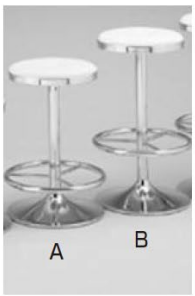

A:SH600　B:SH700

33 パイプ椅子

34 カウンターチェア ブラウン

SH700

35 会議テーブル

SIZE:
A:W1800×D450×H695
B:W1800×D600×H695

36 ユニットカウンター

SIZE:
W1200×D600×H930(中棚付)
ホワイト

37 受付カウンター

SIZE:
W900×D450×H930(中棚付)
ホワイト

38 カフェテーブル

SIZE:φ750×H700
ホワイト

39 カウンターテーブル

SIZE:φ600×H1050
ホワイト

40 ハイカウンター

SIZE:W1200×D515×H1000
ブラック

41 貴名受け

【参考】レンタル備品

42 卓上カタログスタンド

A4縦 3段

43 カタログスタンド

A：A4縦 12段
B：A4縦　6段

44 スチール棚

SIZE:
W900 × D450 × H1800
アイボリー

45 冷凍冷蔵庫140L

消費電力:100V150w

46 冷蔵庫70L

消費電力:100V70w

47 シングルハンガー

シングルハンガーとハンガー 5本

48 消火器

49 コーヒーメーカーセット

消費電力:100V1300w

50 コーヒーセット

コーヒー豆／シュガー／紙コップ／
マドラー／フレッシュ

51 植栽(大鉢)

※商品は季節によって異なります。

52 植栽(中鉢)

※商品は季節によって異なります。

53 植栽(小鉢)

※商品は季節によって異なります。

【参考】レンタル備品

54 サインスタンド

パネル：
(W330～900×H200～750
×T1～23)

55 電気ポット

消費電力:100V700w

56 ダストボックス42L

A：ホワイト　B：ブルー

57 ゴミ袋

58 白布

SIZE:W1000×H2200

59 ウォーターサーバー

消費電力:100V350w

60 サーバー用水タンク

61 ベルトパーテーション

A:ブルー／B:レッド／C:グレー／
E:ブラック
SIZE:φ350×H900

62 LEDパネル(A1)

消費電力:100V40w

63 LEDパネル(B1)

64 LED用インクジェットA1

65 LED用インクジェットB1

※LED用インクジェットのデータは
イラストレーターアウトラインデータにてご提供ください。

※データ提供の締め切り日は12月2日(月)となります。

東京ｅスポーツフェスタ 2026 出展規定

東京ｅスポーツフェスタ実行委員会

1　事務局

本規定における「事務局」とは、「東京ｅスポーツフェスタ 2026」（以下、「本フェスタ」という。）における東京ｅスポーツフェスタ実行委員会（以下、「主催者」という。）及び本フェスタ運営業務委託先である TOPPAN 株式会社（以下、「受託者」という。）が組織する本フェスタの事務局を指します。

2　契約の成立

(1) 事務局が申込書を受領後、確認・審査のうえ承認して出展承諾通知を発送した時点で、契約が成立するものとします。契約成立後、御請求書が発行・送付します。

なお、出展が適当でないと主催者が判断した場合、申し込みをお断りする場合もあります。

(2) １小間あたりの出展料は、以下のとおりです。

◆ビジネスブース

出展対象区分	都内企業	都外企業
①　中小企業・団体等	75,000円	150,000円
②　大企業	150,000円	150,000円

◆クリエイターブース

出展対象区分	都内企業	都外企業
③　個人事業主（クリエイター等）	16,500円	33,000円

※１：金額は税込です。

※２：都内企業とは都内に本店または支店等があることを指し、個人事業主の場合は都内で実質的に営業していることを指します。

※３：大企業が実質的に経営に参画している中小企業者の場合、審査において、「②大企業」区分の出展として判断する場合があります。

(3)対象区分の定義は、以下のとおりです。

※１：中小企業者とは、中小企業基本法第２条第１項に規定されているものをいう。

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	３億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業の一部	３億円以下又は900人以下
卸売業	１億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	３億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※２：中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるものをいう。

※３：大企業（協同組合組織その他の事業者を含む）とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営むものをいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合は除く。

※４：大企業が実質的に経営に参画しているとは、次のいずれかの場合です。

・大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有または出資している

・大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有または出資している

・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

例）　役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合。但し、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く。

※５：個人事業主とは、個人が事業所得を得るための事業を行い、開業届出書を提出しているものをいう。

(4)出展については、申込事業者が次の除外事由に該当しないことを条件とします。

a. 過去５年の間に法令等に違反した事実のあるもの、また法令等に違反するおそれがあるもの。

b. 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下、「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するもの。

c. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、出展対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むもの。

d. 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など本事業の出展対象として適切でない業態を営むもの。

e. 事業税等を滞納（分納）しているもの。

f. 申請日までの過去５年間に、国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたもの。

g. その他、主催者が本事業の出展対象として適切でないと判断するもの。

(5) 基本出展にて事務局が提供するものは、以下のとおりです。

a. 出展募集要項に提示している基本ブース、及び標準設備として明示している什器・社名板等

b. 会場使用費用（照明・空調費含む）出展者証

c. 共用部分使用料

d. 広報宣伝費（来場案内チラシ・ポスター・案内状等）

e. 来場者サービスに係わる費用（会場案内看板等）

f. 事務局企画運営・安全管理・会場警備費用

その他、通常出展料に含まれない設備・装飾などは別途ご負担いただきます。

３　出展料の請求及び支払い

(1) 出展者は、出展料の請求額を令和７年 11 月 14 日（金）までに指定の口座にお振込みください。

(2) 支払期限までに出展料のお支払いが確認できない場合、出展のお申し込みを取り消させていただくことがあります。

(3) 振込に係る手数料は出展事業者負担とさせていただきます。

(4) 海外からの送金によるお支払いはお断りさせていただいております。

(5) 各プランで提供するメニューを利用しない場合も、出展料金は減額しません。

4　出展のキャンセル

(1) 出展申込を取り消す、もしくは出展申込面積を削減する場合は、事務局に事前連絡の上、「出展申込取消・削減書（書式任意、理由を明記のこと)」を提出して下さい。

(2) 事務局は次に該当する出展者に対し、出展申込の受領または小間決定の前後に関わらず、出展を取消し、または出展面積を削減する場合があります。この場合、事務局は当該出展者に対し、「出展取消・削減通知書」の発送を以て通知します。

① 請求書に記載された支払期日までに、出展料を精算しない場合。
② 事務局へ連絡なく、設営日（令和８年１月８日・木）に小間の使用を開始しない場合。
③ 出展者が本規程に違反した場合
④ 来場者や他の出展者等へ悪影響を及ぼすと事務局が判断した場合
⑤ その他、事務局が不適当と判断した場合

(3) 出展の取り消しまたは削減を行い、もしくは行われた出展者に対する出展取消料等の扱いは以下のとおりとします。

①出展の取り消し等を行った、もしくは取り消された出展者は、下記に定める出展取消料を事務局に直ちに支払うものとします。なお、既納の出展料は、出展取消料の一部として算入後、過払いが生じた際は差額を精算するものとし、出展者はあらかじめこれに同意するものとします。(但し、利息はつけません)

「出展申込取消・削減書」を受領した時期 または 「出展取消・削減通知書」を発送した時期	**出展料取消料**	
出展申込締切後から 決定通知発信前日まで	取消	出展料の 1/2
	削減	削減面積に相当する出展料の 1/2
決定通知発信日以降	取消	出展料（決定面積の 100%）
	削減	削減面積に相当する出展料

②事務局は、出展の取消し等によって当該出展者に損害が生じても一切の責任を負いません。出展の取り消しまたは変更がある場合、申込者はその旨を事務局に Email や電話等で通知してください。ただし、契約成立後、次項の小間位置等の理由からキャンセルされる場合においても、出展料金の返金は致しませんのでご注意ください。

5　小間位置の決定

(1) 展示ブースの出展小間位置は、事務局にて業種及びブース形態等を鑑み、割り振りをさせていただきます。申込み時の希望並びに変更の申し出は認められないものとします。

(2) 展示効果の向上のため、主催者で会場レイアウトの変更、再配置を行うことがあります。

(3) (2) によりブース位置を変更した場合においても、出展者はブース位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

6 利用環境

出展の模様を SNS など使って事業者様独自で配信いただくにあたっての通信環境や機材（コンピュータ、通信機器、ウェブカメラやマイク等）等はすべて出展事業者自身でご用意ください。

なお、ご用意いただいた機材によるトラブルや機会損失に関して、主催者及び事務局は一切の責任を負わない事とします。

7 転貸の禁止

出展プラン及び、配置決定小間の全部又は一部を転貸、売買、交換または譲渡することはできません。

8 共同出展

(1) 共同で出展を申し込む場合は、1 社が代表して申込み、出展料金を支払ってください。また、申し込みの際に必ず事務局へご相談ください。

(2) 事務局に申請なく、または、事務局に通知した共同出展者と異なる企業が共同出展していることが認められた場合は、出展を中止し撤去を求めることがあります。

9 販売行為及びサンプル等の配布について

(1) 出展物及びその他の物品の即売並びにサンプル等の配布については、事務局に申請のうえ、承認を受けることが必要です。品名及び販売価格（無償配布の場合も含む）を事務局に申請ください。決済手段については、出展者が用意するものとします。

(2) 飲食の販売等を行う場合、即売できる商品は保健所が定める臨時販売の範囲であり、法令による温度管理が必要な食肉製品、魚肉製品、牛乳、生クリーム、豆腐の販売は禁止します。ただし所轄保健所へ申請を行い、許可された出展事業者は販売を可能とします。また、許可証（複写）は事務局にご提出いただきます。

(3) 有償・無償により提供・配布された製品等に関して損害等が発生した場合、主催者及び事務局は一切の責任を負わない事とします。

(4) ゲームソフト及び関連する製品・サービス・物品の出展・販売については、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会の「コンピュータエンターテインメントソフトウェア倫理規定」（以下「CESA 倫理規定」という。）及び CERO 倫理規定に準じたもの、かつ以下のいずれにも相当しないものに限ります。

・CERO 倫理規定「別表 3」にある「禁止表現」に抵触、または抵触する恐れのある表現が含まれている

・CERO の審査で「Z」区分レーティングを受けた作品、もしくは「Z」区分に相当する表現が含まれている可能性がある

・海外で既に発表されており、海外審査機関（ESRB など）で「17+」（MATURE）区分の指定を受けている

・海外で発表予定で、海外審査機関（ESRB など）で「17+」（MATURE）区分の指定を受ける可能性がある残虐性が強く「13+」(TEEN)区分に相当するとは言えない作品

10　出展物の設置及び撤去

(1) 出展者は、後日事務局より通知された時間内に出展物等の会場への搬入及び設置を行うものとします。

(2) 出展者は、小間内の出展物の設置を、会期初日の午前 9 時 00 分までに完了させるものとします。

(3) 出展者が(2)の時刻までに自社の小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が使用できる権利を有するものとします。

(4) (3)により契約を解除した出展者は、同日に解約した場合のキャンセル料として、出展料全額に相当する金額を支払うものとします。

(5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際は、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。

(6) 出展者は、小間内の出展物、装飾品等を、後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により事務局が撤去します。

11　展示場の使用

(1) 会場内での裸火の使用や消防法における危険物の持込、リチウムイオン電池を用いた機器の実演(ドローン等)は禁止です。ただし、所轄消防庁が出展物の実演のためにやむを得ないと判断したものについては、禁止行為の解除を行うことができますので、事前に事務局にご相談ください。

(2) 実演または他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間内において行うものとします。

(3) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。

(4) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできません。また、自社の展示が近隣の出展者などの妨害にならないようにしなければなりません。

(5) 事務局は、近隣の小間の出展者から苦情が出た場合、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合には、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとします。

(6) 事務局は、出展に係わる音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物又は展示会の目的と両立しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。

(7) 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。

(8) ブース内の演出において、性的表現や差別的表現など公序良俗に反する過剰な演出を行うことはできません。これに違反していると事務局が判断した場合は、演出中止を勧告し、出展者はこれに従うものとします。

(9) 主催者は、(6)、(7)及び(8)による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

12　主催者の管理と免責

(1) 主催者は、会場の安全管理について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとしますが、出展物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行ってください。

(2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、一切の責任を負わないものとします。

(3) 事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、警備会社と契約して会場の整理を行いますが、各社ブース内の警備までは行いません。展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、展示品の騰害、盗難、紛失、破騰等につい一切責任を負いません。

13 出展に関する基本情報

(1) 出展事業者は、出展申込書の入力内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容等について主催者がホームページ・公式 SNS 等へ転載する事に同意するものとします。

(2) 出展者は、出展の申込をもって、主催者が定める展示会の実施に係る規定を遵守することに同意するものとします。

(3) 出展事業者は、事務局が実施するアンケートを必ず提出するものとします。

(4) 出展者は、主として企画・制作を行っており、知的財産権等の全てまたは一部を有し、ビジネス展開に必要な決定権を有している製品、技術・サービス等のみを展示するものとします。

(5) 出展事業者は主催者に対し、自己の展示会出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権、その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、速やかにその責において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げないことに同意するものとします。

(6) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展事業者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様に同意するものとします。

14 禁止事項

円滑な運営を行うため、出展事業者は以下の事項及び主催者が故意な運営妨害ととらえる行為を禁止いたします。

(1) 法令または公序良俗に違反する行為

(2) 犯罪行為に関連する行為

(3) 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為

(4) 主催者、ほかの出展事業者、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為

(5) 主催者のサービス・運営を妨害するおそれのある行為

(6) 不正アクセス、またはこれを試みる行為

(7) 他の出展事業者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為

(8) 不正な目的を持って本サービスを利用する行為

(9) 他の出展事業者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為

(10) 他の出展事業者に成りすます行為

(11) 主催者が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為

(12) 面識のない異性との出会いを目的とした行為

(13) 主催者のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為

(14) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など本事業として適切でない行為と判断する行為

(15) その他、主催者が不適切と判断する行為

15 利用制限および登録抹消

(1) 主催者は、出展事業者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、出展事業者に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または出展事業者としての登録を抹消することができるものとします。

a. 本規定のいずれかの条項に違反した場合
b. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
c. 料金等の支払債務の不履行があった場合
d. 主催者からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
e. その他、主催者が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

(2) 主催者および事務局は、本条に基づき主催者が行った行為により出展事業者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

16 損害賠償

(1) 出展事業者（従業者等、委託先等を含む関係者を含む）が、本フェスタにおける出展に関連して起こした障害、損害等について、主催者及び事務局は理由の如何を問わず、一切の責任を負いません。

(2) 本展示会で出展するコンテンツ等の権利処理については、出展事業者各自の費用と責任で行うものとします。また天災その他の不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷等）については、主催者及び事務局は賠償の責を負いません。

(3) 出展事業者は主催者に対し故意、過失問わず損害を与えた場合、すべての責任を負うこととし、相応の賠償を行うこととします。

(4) 出展事業者は自己の責任において自社情報や展示物を公開するものとし、それらを用いて主催者が行う広報活動等において損害が生じた場合については一切の責任を負わない事とします。

(5) 主催者はやむを得ない事由がある場合、出展事業者を募集する際に公開した情報の一部を変更する場合があり、その場合でも主催者は一切の責任を負わない事とします。

(6) 主催者は主催者が提供する出展環境(ツールや施策含む)に関して、出展事業者側の都合により一部または全部を活用できなかった場合でも、一切の責任を負わない事とします。

17 本フェスタの中止・変更

(1) 以下の場合により、主催者は本フェスタの開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、展示会を中止、会期の短縮および会期日程を変更することがあります。ただし、この場合には、事務局が既に受領した出展料金は出展事業者へ返金しません。

なお、出展事業者が上記の各事由に基づく本展示会の延期、会期変更又は中止によって損害を被った場合でも、主催者及び事務局は出展事業者に対し何ら責任を負わないものとします。

a. 本フェスタが開催される土地建物が利用できなくなった場合及び開催に不適切と主催者が判断した場合
b. 本フェスタに係わるコンピュータ・システムの点検を緊急に行う場合
c. コンピュータ、通信回線等が事故などを理由に停止した場合
d. 政府、行政および公的機関によるイベントの自粛要請、自粛検討、自粛命令、中止要請、中止検

討、中止命令などにより主催者が開催は適切でないと判断した場合

e. 不可抗力的事由により開催ができなくなった場合若しくは開催が適切ではないと主催者が判断した場合

(2) 前項の不可抗力的事由とは、台風、豪雨、暴風、水害、地震などを含む天災地変、感染症の大規模流行、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延・運休、戦争、内乱、テロ、ストライキその他、主催者の責任と言えない事由を指します。

(3) 申込者はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者に対して請求できないものとする。また主催者はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他出展事業者に生じた不利益的な事態については責任を負わないものとします。

(4) (1)の理由により、東京ビッグサイトにおける展示会の開催を会期前に中止し、オンライン展示会のみ開催した場合、出展者が支払った出展料金のうち、オンライン展示会相当金額及びオプション金額を差し引いた残りの金額を返金するものとします。ただし、令和８年１月９日以降に(1)の事由により中止となった場合は返金しないものとします。

18　反社会的勢力の排除

(1) 出展事業者は、現に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 2 条に規定する暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・関係者等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

　なお当該反社会的眆力には『無差別騤量殺旆行為を行った骗驃の規昀に関する法律』『啉織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規昀等に関する法律』の規昀驅象となるものを含みます。主催者は、出展者が反社会的眆力と判明した場合、何ら催告を要しないで、出展を取消します。

(2) 主催者は、前項の規定により出展契約を取消した場合、これによって生じた主催者の損害を当該出展者に請求することができます。

(3) 主催者は、（１）の規定により出展を取消した場合、これによって当該出展者に損害が生じても一切の責任を負いません。

19　その他

(1) 主催者又は運営事務局と出展事業者、来場者（視聴者）、関係者との間で解決できない事項が発生した場合、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。

(2) その他、展示会の運営詳細は後日送付する出展事業者マニュアル（詳細スケジュール・事前セミナー等のご案内全般）及び出展事業者説明会によってお知らせします。

<個人情報の取り扱いについて>

東京ｅスポーツフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施します。

1　個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京ｅスポーツフェスタ 2026（以下、「フェスタ」という。）の実施にかかる個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守します。

2　実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後のフェスタの開催にかかる案内や、実行委員会構成団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切行いません。

3　個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4　その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応する。また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図る。

<問合わせ先について>

○出展など運営全般に関することは、下記までお問い合わせください。

東京ｅスポーツフェス 2026 イベント事務局

TEL : 03-5674-2295　　Mail : jimukyoku@esports-festa2026.jp

対応時間　10:00-17:00 ※土日祝・年末年始（12 月 27 日～1 月 4 日）を除く

○個人情報に関する問い合わせについては、下記までお問い合わせください。

東京ｅスポーツフェスタ実行委員会事務局（東京都産業労働局商工部経営支援課）

TEL:03-5320-4887

対応時間　10:00-17:00 ※土日祝・年末年始（12 月 27 日～1 月 4 日）を除く